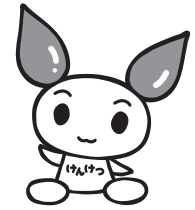


子育て・長寿支援課からお知らせです

あなたの血液が命を救う 献血にご協力ください

わが国では、病気やけがの治療のため、輸血や血液製剤を必要とする人たちが数多くいます。この血液製剤は、健康な方々から血液を提供いただく「献血」により作られています。わが国の血液事業は、「献血」によって支えられており、血液を必要とする多くの患者さんが、日々救われています。血液を必要とする方への供給が滞ることのないようにするために、1人でも多くの方の献血へのご協力をお願いします。



○若い世代の協力が不可欠

輸血用血液製剤の約85%は50歳以上の方々に使用される一方で、献血をいただいている方の約80%は50歳未満の方々に、献血医療を大きく支えています。日本の少子高齢化が今後ますます進んでいくと、血液需要の増加が見込まれる将来の安定供給に支障をきたす恐れがあります。

血液は、まだ人工で作ることはできません。一人ひとりの善意によって支えられています。献血は、直接人の命を救う、とても大切なボランティア活動なのです。若い世代の方々には、社会の一員として進んで献血に参加していくことが求められています。

○村民献血

・日時 … 8月27日(火) 午前10時～正午 ・場所 … 榛東村保健相談センター

村民献血で実施する献血方法は、400ml献血および200ml献血です。これらの方法は、医療受給に沿い、血液製剤の国内自給にとって必要な献血方法で、その基準は次のとおりとなっています。

・献血の基準

1回献血量	年齢	体重	最高血圧	年間献血回数	年間総献血量
400ml献血	男性：17歳～69歳 女性：18歳～69歳	男女とも50kg以上	90mm Hg以上	男性3回以内 女性2回以内	400ml献血と200ml献血を合わせて 男性1200ml以内 女性800ml以内
200ml献血	16歳～69歳	男性45kg以上 女性40kg以上		男性6回以内 女性4回以内	

※65歳～69歳の方については、60歳～64歳までの間に献血経験のある方に限ります。

※献血は、事前に全血比重または血色素量と血圧を検査し、医師が検診を行います。薬を飲んでいる方は、検診時に医師にお申し出ください

○献血ルームのご案内

献血は、次の各献血ルームでも行うことができます。

- ・献血ルーム前橋ハートランド 前橋市南町3-9-5 大同生命ビル1階 ☎0120-80-5871 毎月第3火曜日休業
- ・高崎駅献血ルームハーモニー 高崎市矢島町222 JR高崎駅東口3階イーサイト ☎0120-80-5870 毎月第4月曜日休業
- ・献血ルーム太田YOU愛 太田市飯塚町1549-2 ☎0120-80-5872 毎月第2金曜日休業

※受付時間は各献血ルーム共通、午前10時～午後1時、午後2時～午後5時30分です。また、年末年始は休業です。

○献血についてのお願いと注意事項

- ・献血受付時には、検査目的の献血防止対策の一環として身分証明書などの掲示をお願いし、本人であることの確認をさせていただきます。これは、ウイルス等に感染した可能性があるときは、患者さんの安全のため献血はしないという「安全で責任のある献血」の思想をご理解していただきたいために行います。ご協力をお願いします。
- ・献血手帳をお持ちの方は、ご持参ください。
- ・献血中および献血後は、採血スタッフの指示に従って行動してください。
- ・献血者の健康が大前提です。日頃から健康な体づくりのため、十分な睡眠と食事を心がけてください。

○エイズ検査目的の献血は絶対にしないでください

エイズウイルス(HIV)感染直後の血液は、検査をしても感染が証明できません。エイズに感染した方が献血し、その血液が輸血されると感染のおそれがあります。エイズ感染の検査目的の献血は絶対にしないでください。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線131)へ

健康・保険課からのお知らせです

国民健康保険高齢受給者証などを更新します

○高齢受給者証の更新

国民健康保険高齢受給者証は、国民健康保険の加入者で70歳以上75歳未満(ただし、後期高齢者医療制度該当者を除きます。)に交付されます。

この高齢受給者証は、毎年7月31日が有効期限となります。高齢受給者証交付の対象となる方には、8月1日から使用することのできる新しい高齢受給者証を郵便でお送りします。なお、現在お使いの高齢受給者証は8月1日以降使用することができませんのでご注意ください。

■一部負担金の割合について

高齢受給者証に記載される一部負担金の割合は、同一世帯にいる高齢受給者証該当者の平成24年中の住民税課税所得により判定されます。

○課税所得145万円以上…3割負担(現役並み所得者)

○課税所得145万円未満…1割負担

ただし、一部負担金の割合が3割に該当する方のうち、収入額が次のいずれかに該当するときは、申請により一部負担金の割合が1割になります。

○高齢受給者証該当者が同一世帯に1人で、収入額が383万円未満

○高齢受給者証該当者が同一世帯に2人以上で、収入額の合計が520万円未満



○限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

国民健康保険の被保険者は、医療機関等を受診するときに限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口に表示することで、医療費などの自己負担が限度額までとなります。

これらの認定証は、毎年7月31日が有効期限となり、8月1日以降は現在お使いの認定証を使用することができません。引き続き認定証を使用する必要がある方は、8月中旬に健康・保険課で認定証交付の手続きを行ってください。また、現在認定証をお持ちでない方で高額な医療費を支払う必要がある場合も、受診前に健康・保険課で認定証の交付を受けてください。なお、保険税の納付の状況により、認定証の交付ができない場合があります。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線141)へ

健康・保険課からのお知らせです

福祉医療費受給資格者証の更新について

8月1日から、母子・父子家庭に該当する方の福祉医療費受給資格者証(ピンク色の医療券)が更新されることに伴い、現在お使いの受給資格者証は、8月1日以降使用することができなくなります。

対象者には、新しい受給資格者証を7月中旬に郵便でお送りしますので、8月1日以降は、新しい受給資格者証を使用してください。

■対象者

○母子・父子家庭(18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭および18歳未満で父母のいない児童)

■その他

○現在お使いの受給資格者証は8月1日以降使用することができませんので、健康・保険課へ返却してください。

○勤務先、住所などが変更となった場合は、受給資格者証の更新手続きが必要となりますので、被保険者証・印鑑・受給資格者証をお持ちのうえ、必ず14日以内に健康・保険課で更新手続きを行ってください。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線144)へ



後期高齢者医療被保険者証を更新します

○後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療被保険者証は、毎年7月31日が有効期限になります。8月1日以降にお使いいただく新しい被保険者証(有効期限が平成25年8月1日から平成26年7月31日)は、7月中に郵便でお送りします。

なお、現在お使いの被保険者証は8月1日以降に使うことができなくなりますので、有効期限経過後に健康・保険課への返却、またはご自身で裁断等による破棄をお願いします。

■新しい被保険者証が届いたら

お手元に新しい被保険者証が届いたら、必ず記載内容の確認をしてください。記載内容に誤りなどがあつた場合は、ご自身で書きかえなどをせず、必ず健康・保険課まで届け出てください。

■一部負担金の割合について

被保険者証に記載される一部負担金の割合は、同一世帯にいる被保険者の平成24年中の住民税課税所得により判定されます。

○課税所得145万円以上…3割負担(現役並み所得者)

○課税所得145万円未満…1割負担

ただし、一部負担金の割合が3割に該当する被保険者のうち、平成24年中の収入額が次のいずれかに該当するときは、申請により一部負担金の割合が1割になります。

○被保険者が同一世帯に1人で、収入額が383万円未満

○被保険者同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満

○同一世帯に70歳から74歳までの方がいる場合、その方と被保険者の収入額合計が520万円未満

○限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の被保険者は、医療機関等を受診する際に限度額適用・標準負担額減額認定証を窓口に掲示すると、医療費などの自己負担が限度額までとなります。

この認定証は、毎年7月31日が有効期限になります。現在認定証の交付を受けている方で8月1日以降も認定証を必要とする方、または新たに認定証の交付を希望する方は、住民税の課税状況を確認のうえ、8月中に健康・保険課で認定証の交付手続きをしてください。

なお、保険料の納付状況により認定証の交付ができないことがあります。

○短期被保険者証の交付

被保険者証の有効期限は通常1年間ですが、後期高齢者医療保険料の滞納により、通常より有効期限の短い被保険者証を交付する場合があります。また、特別な事情がなく納付状況が改善しない場合は、医療費がいったん全額自己負担となる「資格証明書」を交付することがあります。

なお、保険料の納付方法が普通徴収(口座振替または納付書払い)の方に、平成25年度後期高齢者医療保険料納入通知書を7月中に郵便でお送りします。この通知書が届いたときは、年間保険料額、保険料納期限などを必ずご確認ください、保険料の納付忘れがないようご注意ください。

○被保険者証の詐取にご注意ください

今般、群馬県内において市町村職員や群馬県後期高齢者医療広域連合職員を名乗る人物が「被保険者証の更新時期になりましたので、古い被保険者証を回収に来ました。新しい被保険者証は後日郵送します。」と説明し、被保険者証を詐取するという事件が発生したとの情報が寄せられました。市町村職員及び広域連合職員が被保険者証の回収のためにご自宅を訪ねることはありませんので、このような不審な訪問者があつた場合、絶対に被保険者証を渡さず、最寄りの警察、健康・保険課または広域連合へお問い合わせください。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線143)、または群馬県後期高齢者医療広域連合(☎027-256-7125)へ



子育て・長寿支援課からのお知らせです

7月は社会を明るくする運動強調月間です

○“防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り”

この運動は、すべての国民が、犯罪防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

本村においても、保護司および更生保護女性会を中心として「社会を明るくする運動榛東村推進委員会」を組織し、青少年の非行・薬物乱用防止ならびに地域の環境浄化などについて積極的な取り組みを行っていくことにしています。

なお、今年の重点事項は、「立ち直りを支える取組についての理解促進」と「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」です。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線133)へ

榛東村国際交流協会からのお知らせです

日本語教室を開催します

榛東村国際交流協会では、村内に在住されている外国人の方を対象に日本語教室を開催します。日本語教室の内容は日常会話から「ひらがな」、「カタカナ」を学習する初級教室です。

■期日…8月25日(日)～11月10日(日)の毎週日曜日(全10回) ※ただし、10月6日及び11月3日は除く

■時間…午前10時～午前11時30分

■場所…南部コミュニティセンター 談話室

■費用…一人1,000円

併せて日本語教室の事業に協力していただける日本語講師補助ボランティア(無償)を募集します。日本語講師補助ボランティアは、本協会役員とチームを組んで日本語教室初級用の教材により実施します。詳しくはお問い合わせください。

▶お問い合わせは、基地・財政課内榛東村国際交流協会事務局(☎54-2211 内線243)へ

榛東村内空間放射線量測定結果について

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成25年6月の放射線量は次のとおりです。

■基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

■測定値について…村では、群馬県立県民健康科学大学 大学院診療放射線学研究科専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、ハンディー型線量計(A2700型 Mr.Gamma)を使用して空間放射線量を測定しています。

榛東村内各施設等における空間放射線量測定結果一覧

No.	測定日	測定開始時刻	測定場所	住所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気	備考
					地表	50cm	1m		
1	6月10日	16:05	役場・保健相談センター	新井790-1	0.065	0.059	0.055	曇り	東側駐車場中央付近
2	6月10日	15:06	北部第2学童保育所(旧庁舎分室)	山子田1258-1	0.054	0.056	0.065	晴れ	敷地中央付近
3	6月10日	9:06	中央保育園(兼 うぐいす学童)	山子田2531-19	0.034	0.044	0.036	曇り	園庭中央付近
4	6月10日	10:48	北部保育園	長岡1109	0.044	0.042	0.049	晴れ	園庭中央付近
5	6月10日	9:52	南部保育園	広馬場1763-1	0.063	0.072	0.064	曇り	園庭中央付近
6	6月10日	14:00	南部第2学童	広馬場1156-1	0.072	0.059	0.059	晴れ	敷地中央付近
7	6月10日	11:10	児童館	長岡1404-1	0.068	0.065	0.062	晴れ	敷地中央付近
8	6月10日	14:23	榛東中学校 駐輪場	新井598	0.043	0.040	0.038	晴れ	駐輪場中央付近
9	6月10日	14:39	榛東中学校 東グラウンド	新井175-1	0.038	0.036	0.036	晴れ	グラウンド中央付近
10	6月10日	15:28	北小学校(兼 北部第1学童)	山子田1261	0.050	0.045	0.037	晴れ	グラウンド中央付近
11	6月10日	13:39	南小学校	広馬場1142	0.026	0.031	0.025	晴れ	グラウンド中央付近
12	6月10日	9:28	北幼稚園	山子田1322-1	0.060	0.059	0.060	曇り	園庭中央付近
13	6月10日	10:16	南幼稚園	広馬場1143-1	0.082	0.076	0.070	晴れ	園庭中央付近
14	6月10日	13:17	南部コミセン(兼 南部第1学童)	広馬場1088	0.064	0.064	0.057	晴れ	正面駐車場中央付近
15	6月10日	8:44	総合グラウンド	山子田2037	0.057	0.064	0.067	曇り	野球及びサッカーグラウンド境界付近

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

木造住宅耐震診断者を派遣します

村では、耐震診断を希望する人に木造住宅耐震診断者を派遣します。診断者が設計書などをもとに現地調査を行い、どの部分が地震に弱いかや、倒壊する可能性の有無などについて一般診断を行います。

■対象建物

- ・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のもの
- ・平屋建てまたは2階建てのもの
- ・在来軸組構法によって建築されたもの

■対象者

- ・派遣対象建築物の所有者かつ居住者(ただし、貸家は除く)
- ・村税の滞納がない者

■募集戸数

- ・5戸(定数になり次第、募集を締め切ります。)

■耐震診断の費用

- ・耐震診断費 無料(ただし、交通費1,000円の個人負担があります。)

■必要書類

- ・榛東村木造住宅耐震診断者派遣申請書
- ・住居していることを証明するものの写し
- ・村税の完納証明書
- ・対象住宅の家屋評価証明書
- ・案内図
- ・現況写真
- ・建築確認通知書

※建築確認通知書が無い場合は、調査用図面の作成が必要となり、別途費用(10,000円)がかかります。なお、調査用図面は現場を調査した診断者が作成しますので、図面作成費用は直接診断者にお支払い頂くことになります。

■申請期間

- ・平成25年8月1日～平成25年10月31日

■申請方法

耐震診断を希望する方は、役場建設課窓口で事前相談後、申請を行ってください。なお、事前相談の際に建築物が事業の対象になるか確認しますので、住宅の建築年度や構造などを調べてお越しください。また、申請に必要な証明書等には費用がかかることがあります。

詳細に関しては、榛東村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱(建設課で配布、または村ホームページからダウンロード可)をご覧ください。

▶お問い合わせは、建設課(☎54-2211 内線233)へ

建設課からのお知らせです

道路上に張り出している樹木の伐採等をお願い

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により、歩行者や自動車等の通行の支障となる場合があります。歩行者及び自動車等の通行や、強風や大雨時の安全確保のため、樹木の伐採や枝払いにご協力をお願いします。

電線や電話線がある場所での作業は、事前に最寄りの東京電力やN T Tの事業所に連絡をしていただいた上で、電線等の管理者の立ち会いのもと、行ってください。作業の際には、道路を通行する歩行者や自転車、自動車の安全を十分確保し、また、転落等の事故が起こらないように十分注意してください。

▶お問い合わせは、建設課(☎54-2211 内線232)へ

産業振興課からのお知らせです

住宅リフォーム補助金の予算が増額されました

村では、平成25年4月から2ヵ年の期限付きで、住宅リフォーム補助金制度を実施しています。6月末日現在の申込件数は29件、2,124,000円の補助金を交付し、屋根の塗装やトイレ改修工事、バリアフリー工事などに活用されています。

補助金は、榛東商業振興会が発行する商業振興券とあわせて10万円を限度として交付しますが、6月定例議会において、650万円の追加補正予算が承認されたことにより、一層の村民の住環境整備と村内商工業の活性化が期待されています。

申請様式や補助金交付要件は榛東村ホームページに掲載されていますので、ご覧のうえ、ご活用ください。

▶お問い合わせは、産業振興課商工労働係(☎54-2211 内線221)へ